

7

雇用均等・児童福祉

7

雇用均等・児童福祉

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策

概要

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の概要

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について労働者に対する性別を理由とした差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止等が定められている。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、企業に対する指導を実施するとともに、労働者等からの相談に対応し、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び、機会均等調停会議の調停によって紛争解決の援助を実施している。

男女雇用機会均等法のポイント

性別による差別の禁止
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止（第5条・第6条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止 ○ 間接差別の禁止（第7条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがあるものとして、厚生労働省令で定める措置について、合理的な理由がない場合、これを講ずることを禁止 【厚生労働省令で定める措置】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること ○ 労働者の募集・採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること ○ 労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること ※ なお、省令で定めるもの以外については、均等法違反ではないが、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性あり ○ 女性労働者に係る措置に関する特例（第8条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 性別による差別的取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う女性のみを対象とした措置や取扱いは違法でない旨を規定
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（第9条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止 ・ 婚姻を理由とする解雇を禁止 ・ 妊娠、出産、産休取得、その他厚生労働省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いの禁止 ・ 妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等による解雇でないことを証明しない限り無効
セクシュアルハラスメント対策（第11条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け
母性健康管理措置（第12条・第13条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるための時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため必要な措置の実施を事業主に義務付け

ポジティブ・アクションに対する国の援助（第14条）

- ・ 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）を講ずる事業主に
対し、国は相談その他の援助を実施

労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

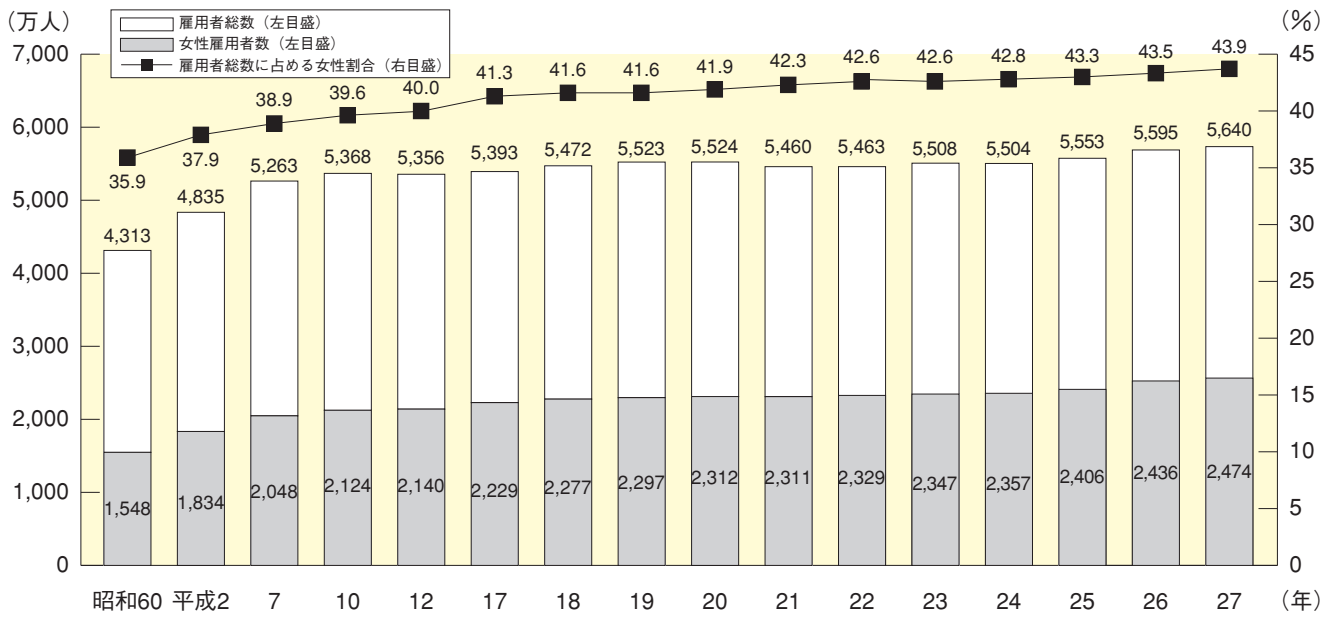
- 企業内における苦情の自主的解決（第15条）
- 労働局長による紛争解決の援助（第17条）
- 機会均等調停会議による調停（第19条～第27条）
 - ・ 調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
 - ・ 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益な取扱いの禁止

法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告徴収、助言・指導・勧告（第29条）
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表（第30条）
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料（第33条）

- ※ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント防止及び母性健康管理に関する義務は派遣先にも適用（労働者派遣法第47条の2）
- ※ 妊娠・出産等に関するハラスメント対策にかかる男女雇用機会均等法の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第17号）が2016（平成28）年3月に成立し、2017（平成29）年1月1日から施行予定（資料編Ⅱ参考2平成27年度に成立した主な法律等を参照）。

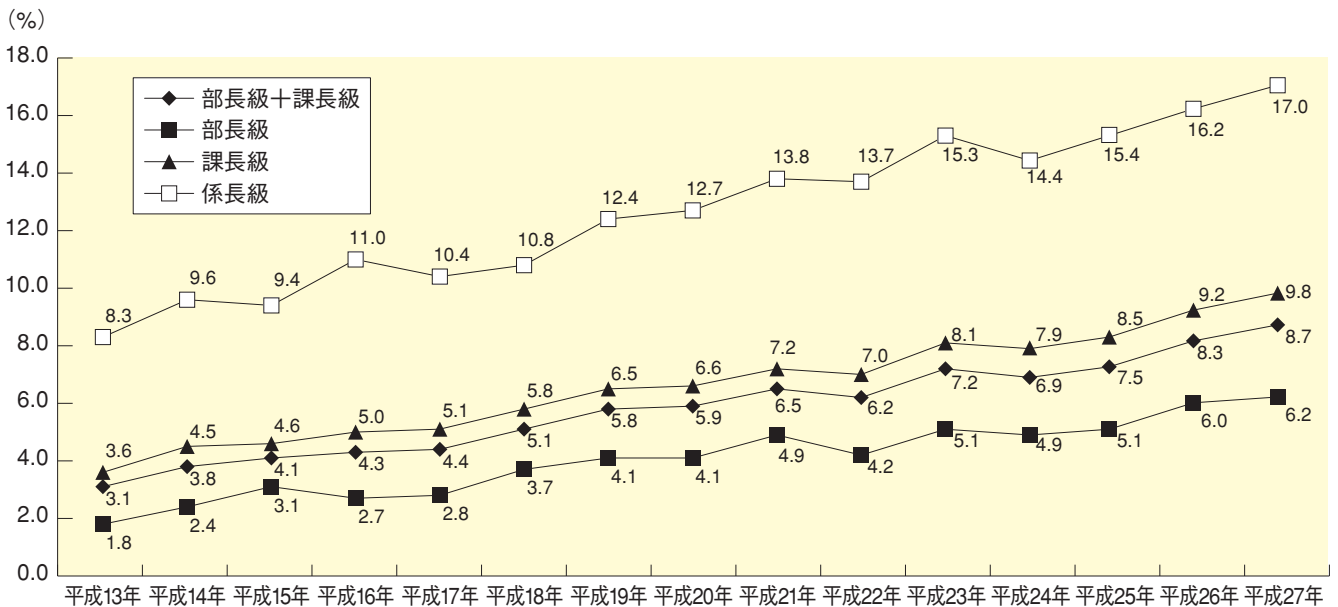
詳細データ① 雇用者数の推移（全産業）



資料：総務省統計局「労働力調査」

(注) 平成23年は、東日本大震災の影響により、総務省において補完推計を行った。また、結果を算出するための基礎となるベンチマーク人口が平成17年国勢調査を基準とする推計人口（旧基準）から2010年国勢調査を基準とする推計人口（新基準）に切り替えられており、23年の値は同補完推計値を新基準で遡及して算出した値を用いた。

詳細データ② 役職別管理職に女性が占める割合の推移

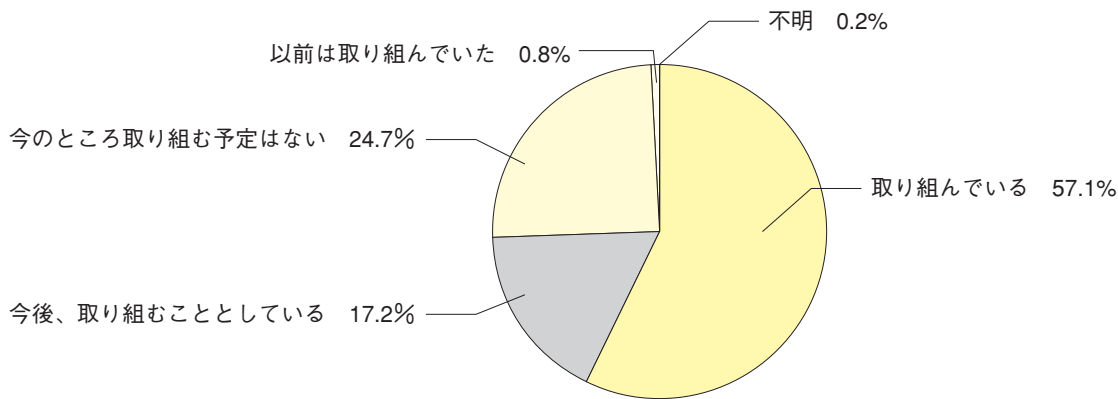


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

⑦

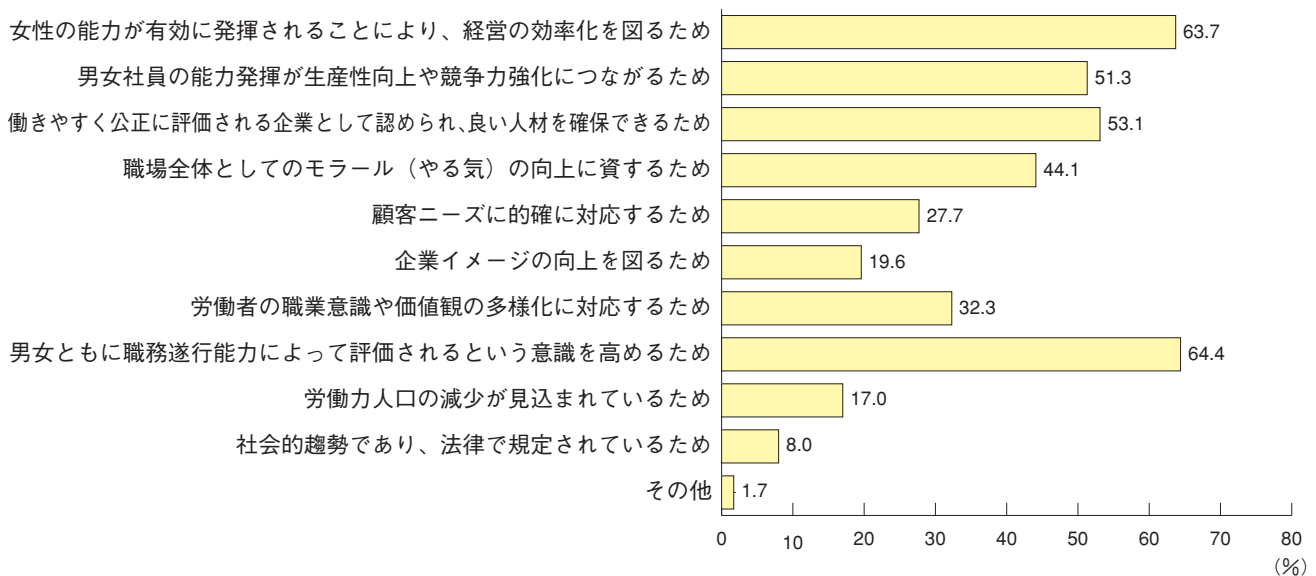
雇用均等・児童福祉

詳細データ③ ポジティブ・アクションに取り組む企業



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成26年度雇用均等基本調査」

詳細データ④ ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由別企業割合



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成25年度雇用均等基本調査」
 (ポジティブ・アクションに「取り組んでいる」又は「今後、取り組むこととしている」企業=100.0%)

仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

概要

希望するすべての労働者が育児や介護を行いながら安心して働くことができる社会の実現のため、出産後の継続就業率や男性の育児休業取得率の向上等を目指し、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の整備、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり等を行っている。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳（保育所等に入所できないなど、一定の場合は、1歳半）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）の育児休業の権利を保障
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業の取得が可能
- 配偶者が専業主婦（夫）であっても育児休業の取得は可能
- 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障
 - ※①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、②子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されていることが見込まれること、③子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと、を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設。

育児・介護休業法の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第17号）が2016（平成28）年3月に成立し、2017（平成29）年1月1日から施行予定（資料編Ⅱ参考2平成27年度に成立した主な法律等を参照）。

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

行動計画の策定

- ・ 101人以上企業 → 義務
 - ・ 100人以下企業 → 努力義務
- （平成23年4月から義務の対象を拡大（従前は301人以上企業））

届出・実施

- ・ 各都道府県労働局に届出
- ・ 計画の公表・従業員へ周知（平成21年4月から義務付け）
- ・ 目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・ 次期行動計画の策定・実施
- ・ 認定の申請

厚生労働大臣による認定

- ・ 一定の基準を満たす企業を認定
- ・ 企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画（一般事業主行動計画）

【行動計画とは】
企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画

【計画に定める事項】

- ① 計画期間（各企業の実情を踏まえおおむね2年間から5年間の範囲）
- ② 達成しようとする目標
- ③ 目標達成のための対策およびその実施時期

【計画の内容に関する事項】

- 1 雇用環境の整備に関する事項
 - (1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組
 - (2) 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組
- 2 その他の次世代育成支援対策
 - 対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組

=計画例=

(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。
男性：年に○人以上取得、女性：取得率○%以上

<対策>

- 平成○年○月 管理職を対象とした研修の実施
- 平成○年○月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に○回実施

(例2) ノー残業デーを月に1日設定する。

<対策>

- 平成○年○月 部署ごとに検討グループを設置
- 平成○年○月 社内報などでキャンペーンを行う

- 届出状況（平成28年3月末時点）
 - 101人以上企業の97.6%
 - 301人以上企業の97.4%
 - 101～300人以下企業の97.6%

規模計届出企業数 63,782社

- 認定状況（平成28年3月末時点）
 - ・ くるみ認定企業 2,484社
 - ・ プラチナくるみ認定企業 79社



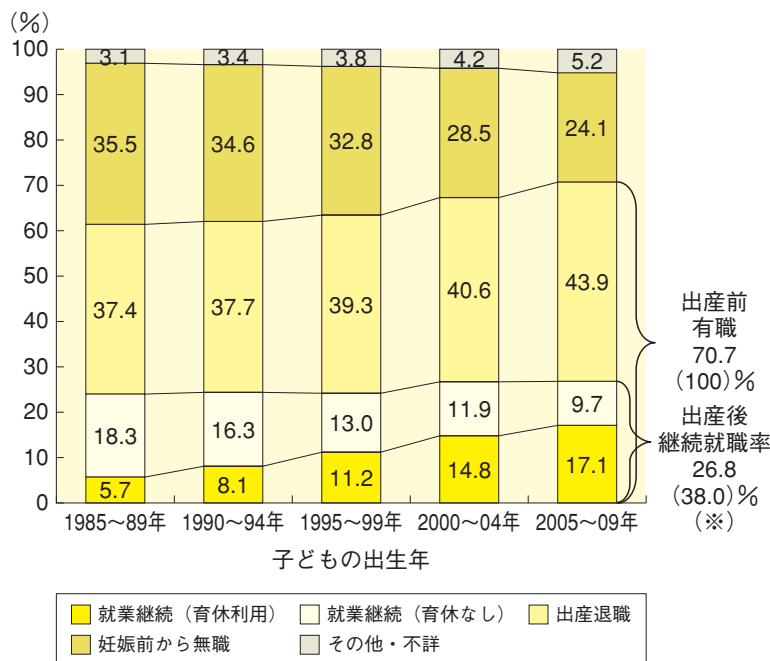
認定基準

- ・ 行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・ 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・ 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・ 計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が75%以上であること。など
- ※平成27年4月1日から、新たな認定（特例認定）制度（プラチナくるみ認定制度）を実施。

認定企業に対する税制優遇制度

- ・ 厚生労働省告示において規定した次世代育成支援に資する一定の資産を、行動計画に記載し、行動計画期間内に導入し認定を受けた場合、当該資産について、くるみ認定の場合は認定日を含む事業年度（1年間）に18～32%、プラチナくるみ認定を受けた場合は認定日を含む事業年度から3年間に12又は15%の割増償却ができる。
- ・ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内において、次世代法のくるみ認定又はプラチナくるみ認定を受けた事業主が対象。（※）
- （※）平成23年度に税制措置が開始されてから最初のくるみ認定又はプラチナくるみ認定に限る。

詳細データ① 女性の出産後継続就業率（子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成）



資料：国立社会保障・人口問題研究所
「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」

(※) () 内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

詳細データ② 男女別育児休業取得率 (単位：%)

	出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
2004年度	70.6	0.56
2005年度	72.3	0.50
2007年度	89.7	1.56
2008年度	90.6	1.23
2009年度	85.6	1.72
2010年度	83.7 [84.3]	1.38 [1.34]
2011年度	[87.8]	[2.63]
2012年度	83.6	1.89
2013年度	83.0	2.03
2014年度	86.6	2.30

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「女性雇用管理基本調査」（2004年度、2005年度）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」（2007年度、2008年度、2009年度、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度、2014年度）

(注) 2010年度及び2011年度の [] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

詳細データ③ 男女別介護休業取得率 (単位：%)

	男女計	男性	女性
2012年度	3.2	3.5	2.9

※介護をしている雇用者に占める取得者割合
資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

パートタイム労働対策

概要

パートタイム労働対策の概要

パートタイム労働者は近年増加し、基幹的役割を果たしてきているが、その待遇は働きに見合ったものになっていない場合もあり、パートタイム労働を労働者の能力が有効に発揮できる、魅力ある就業形態にしていくことが課題となっている。

パートタイム労働法*の概要（*「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）

※下線部は、平成26年の法改正（平成27年4月1日施行）により改正された部分

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る。

1 労働条件の文書交付・説明義務

- 労働基準法上の文書交付義務に加え、昇給、退職手当、賞与の有無及び相談窓口について、文書の交付等による明示を事業主に義務付け（過料あり）（第6条）
- パートタイム労働者の雇入れ時に、講ずる雇用管理の改善措置の内容（賃金制度の内容等）の説明を事業主に義務付け（第14条第1項）
- パートタイム労働者から求めがあった場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を事業主に義務付け（第14条第2項）
- パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備を事業主に義務付け（第16条）

2 均等・均衡待遇の確保の促進

- 広く全てのパートタイム労働者を対象として、パートタイム労働者の待遇について、正社員の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする「短時間労働者の待遇の原則」を規定（第8条）
- 正社員と同視すべきパートタイム労働者について、差別的取扱いを禁止（第9条）
- ※「正社員と同視すべきパートタイム労働者」：職務内容及び人材活用の仕組みが正社員と同じパートタイム労働者（無期労働契約要件を削除）
- その他のパートタイム労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施及び福利厚生施設の利用に関し、多様な就業実態に応じて、正社員と均衡のとれた待遇の確保に努めることを事業主に義務付け（第10条～第12条）

3 通常の労働者への転換の推進

- 正社員の募集を行う場合のパートタイム労働者への周知、新たに正社員を配置する場合のパートタイム労働者への応募の機会の付与、正社員への転換のための試験制度等、正社員への転換を推進するための措置を事業主に義務付け（第13条）

4 苦情処理・紛争解決援助

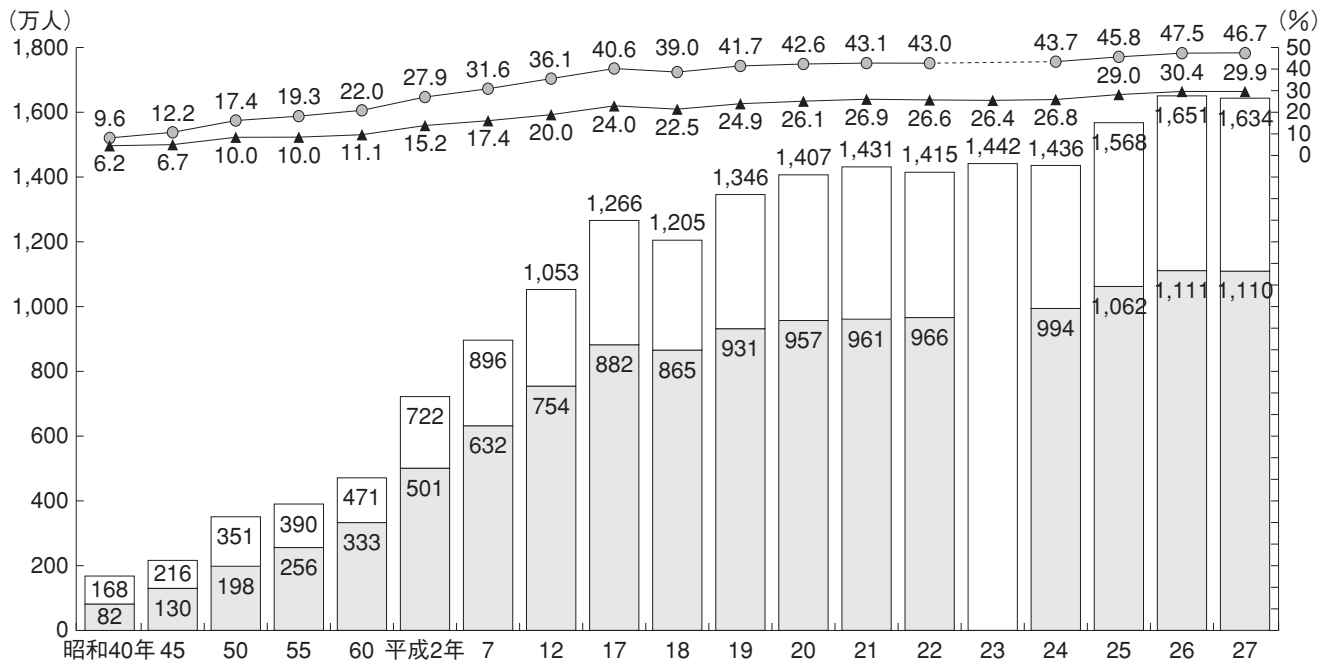
- 苦情の自主的な解決に努めるよう、事業主に義務付け（第22条）
- 義務規定に関し、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を整備（第23条～第26条）

5 実効性の確保

- 都道府県労働局長（厚生労働大臣から委任）による報告の徴収、助言、指導及び勧告（第18条第1項）
- 報告拒否・虚偽報告に対する過料の創設（第30条）
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の事業主名の公表制度の創設（第18条第2項）

詳細データ

短時間雇用者（週就業時間35時間未満の者）数・割合の推移 ー非農林業ー



短時間雇用者総数（左目盛）
 うち女性（左目盛）
 雇用者総数に占める短時間雇用者の割合（右目盛）
 女性雇用者総数に占める女性短時間雇用者の割合（右目盛）

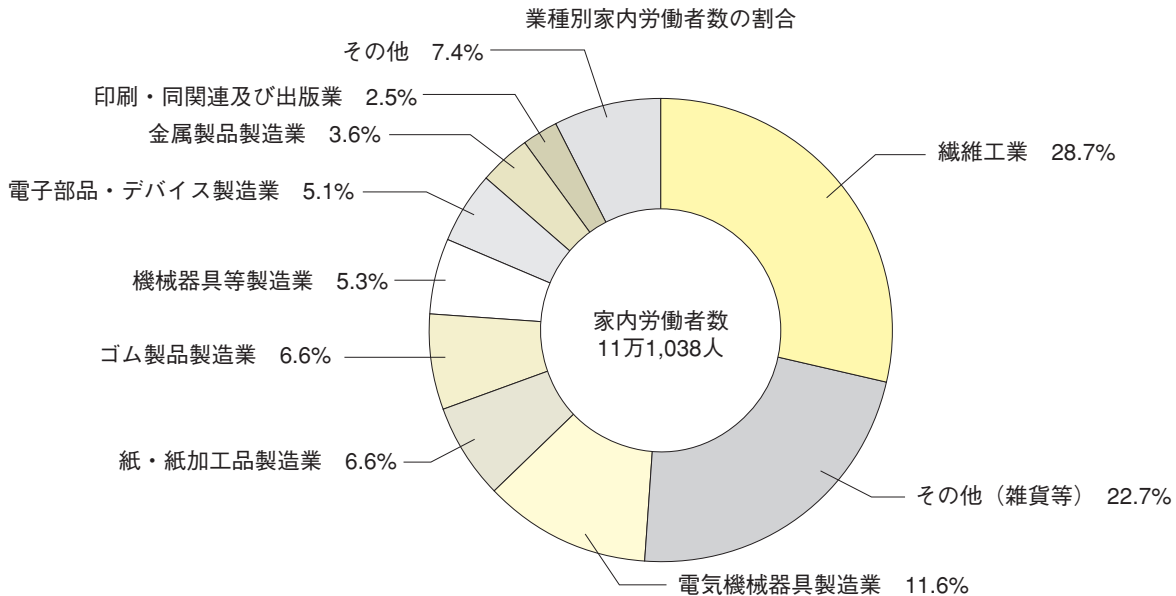
- (注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週就業時間35時間未満の者をいう。
 2 平成23年の「短時間雇用者総数」は補完推計値であり、「雇用者総数に占める短時間雇用者の割合」は補完推計値で計算した参考値である。
 なお、雇用者総数（女性）及び短時間雇用者（女性）については、補完推計を行っていないため、「短時間雇用者総数（うち女性）」及び「女性雇用者総数に占める女性短時間雇用者の割合」については記載していない。
 （資料出所）総務省統計局「労働力調査」

家内労働及び在宅ワーク対策

概要

家内労働対策の概要

家内労働手帳の交付の徹底、最低工賃の決定及び周知、工賃の支払い及び安全衛生の確保などの対策を推進しています。

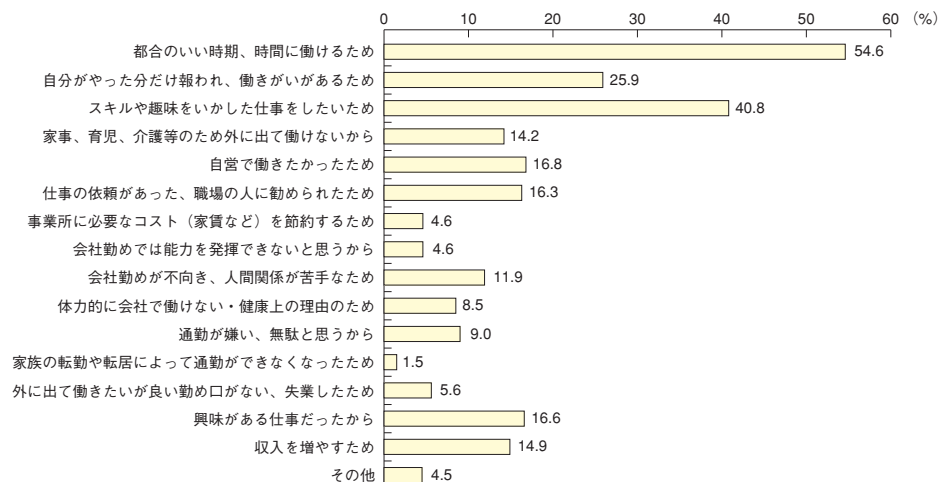


資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「家内労働概況調査」(2015年10月実施)

在宅ワーク対策の概要

情報通信機器を活用して在宅で請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅ワークについては、育児・介護期にある人を中心に仕事と家庭の両立が可能となる柔軟な就労形態として広がりつつあり、社会的な期待も関心も大きなものとなっています。在宅ワークを良好な就業形態とするため、ガイドラインの周知・啓発や在宅ワーカーと発注者への支援事業を行っています。なお、2013年時点の在宅ワーカーの数は、126万4千人と推計されています。

在宅ワークを始めた理由（複数回答）

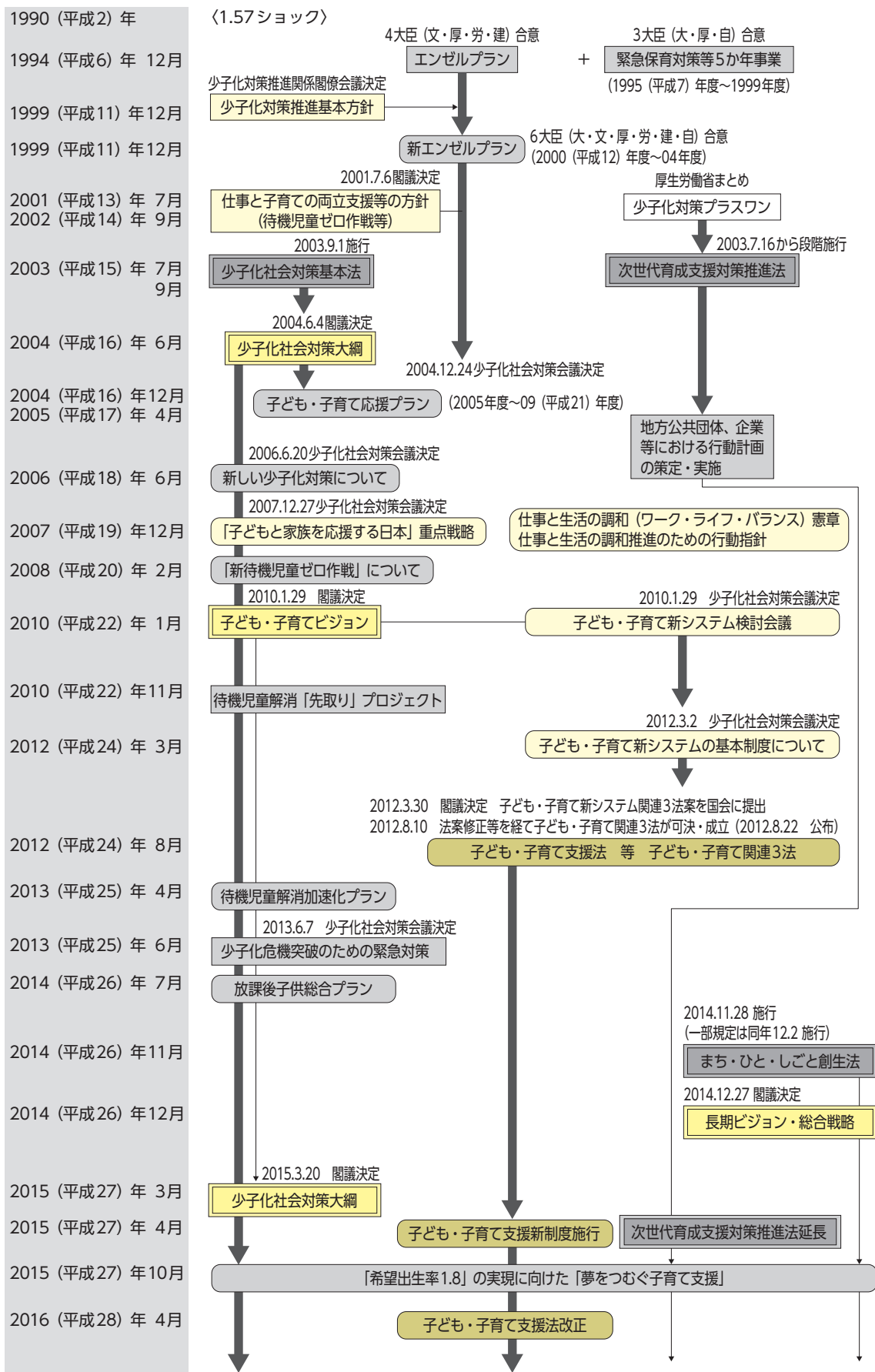


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「在宅就業調査報告書」(2012年)

少子化対策

概要

子育て支援対策の経緯



各種子育て支援事業の取組の現状

事業名		事業内容	実績	
利用者支援	利用者支援事業	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、また、関係機関との連絡調整等を行うもの。	930か所 (平成27年度交付決定ベース) ※母子保健型295か所を含む	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,730市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課調(平成27年4月1日現在))	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	1,447市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課調(平成27年4月1日現在))	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流を行う場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言など援助を行うもの。	6,818か所 (平成27年度交付決定ベース)	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,598か所 (公営2,804か所、 民営1,794か所) (平成25年10月現在)	
預かり	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。	8,773か所 (平成26年度交付決定ベース)	
	子育て短期支援事業	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	711か所 (平成26年度実績)
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	370か所 (平成26年度実績)
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	809か所 (平成27年度交付決定ベース)	

⑦

雇用均等・児童福祉

多様な保育の取組の現状

事業名	事業内容	実績	地域における箇所数
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育を必要とする乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 25,464箇所 利用児童数: 233万人 (平成27年4月1日現在)	・1小学校区当たり1.25か所
延長保育事業	開所時間を超えて保育を行う事業	18,885か所 (平成25年度実績)	・認可保育所の74.2%
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	82か所 (平成27年4月1日現在)	・認可保育所の0.32% ・1市区町村当たり0.05か所
病児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	1,839か所 (平成26年度交付決定ベース)	・認可保育所利用児童1,233人当たり1か所 ・1市区町村当たり1.06か所
家庭的保育事業	保育の必要性の認定を受けた乳幼児について、研修を受けた保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居宅等において、保育所等と連携しながら、少人数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数: 1,874人 利用児童数: 7,309人 (平成26年度交付決定ベース)	・1市区町村当たり家庭的保育者1.08人

(注) 市区町村の総数は1,741(平成27年4月5日現在)。小学校区としての国公立小学校数は20,374(文部科学省「平成27年度学校基本調査(確定値)」)。

～子育てをめぐる現状と課題について～

- 急速な少子化の進行（平成27年合計特殊出生率 1.46）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
日本：1.36%、仏：2.85%、英：3.78%、スウェーデン：3.46%（2011年）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・
子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て支援新制度（平成27年4月から実施）の趣旨と主なポイント

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応



② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

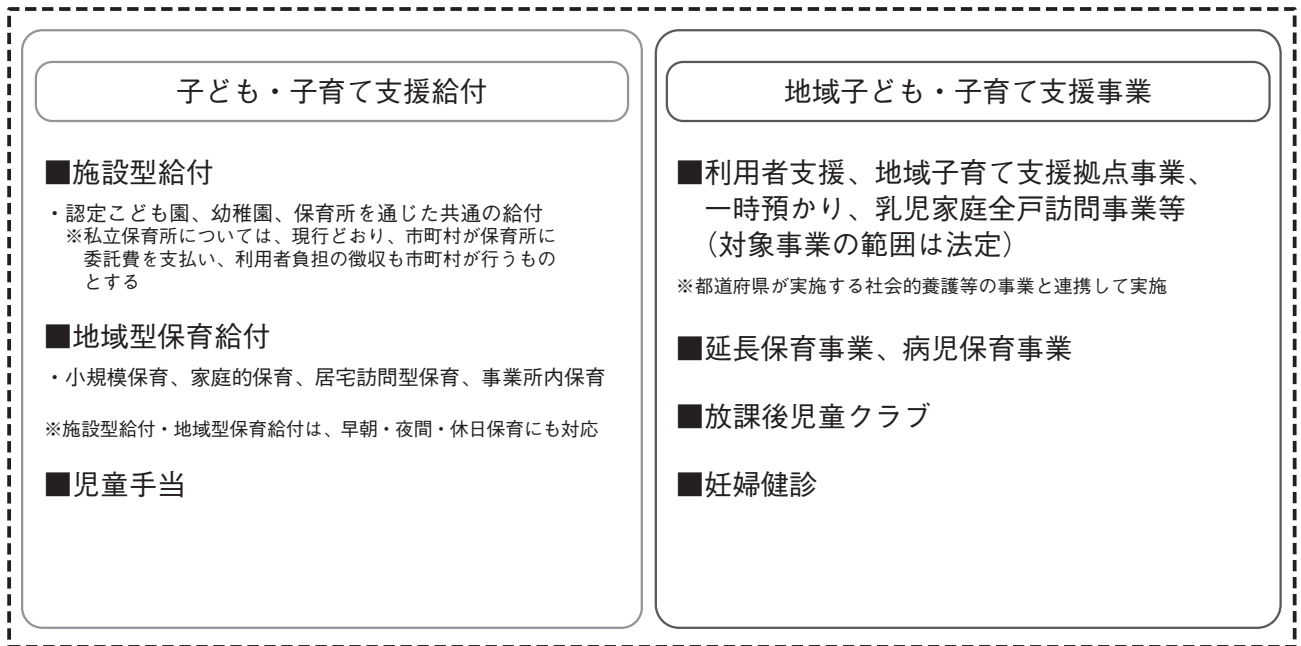
⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

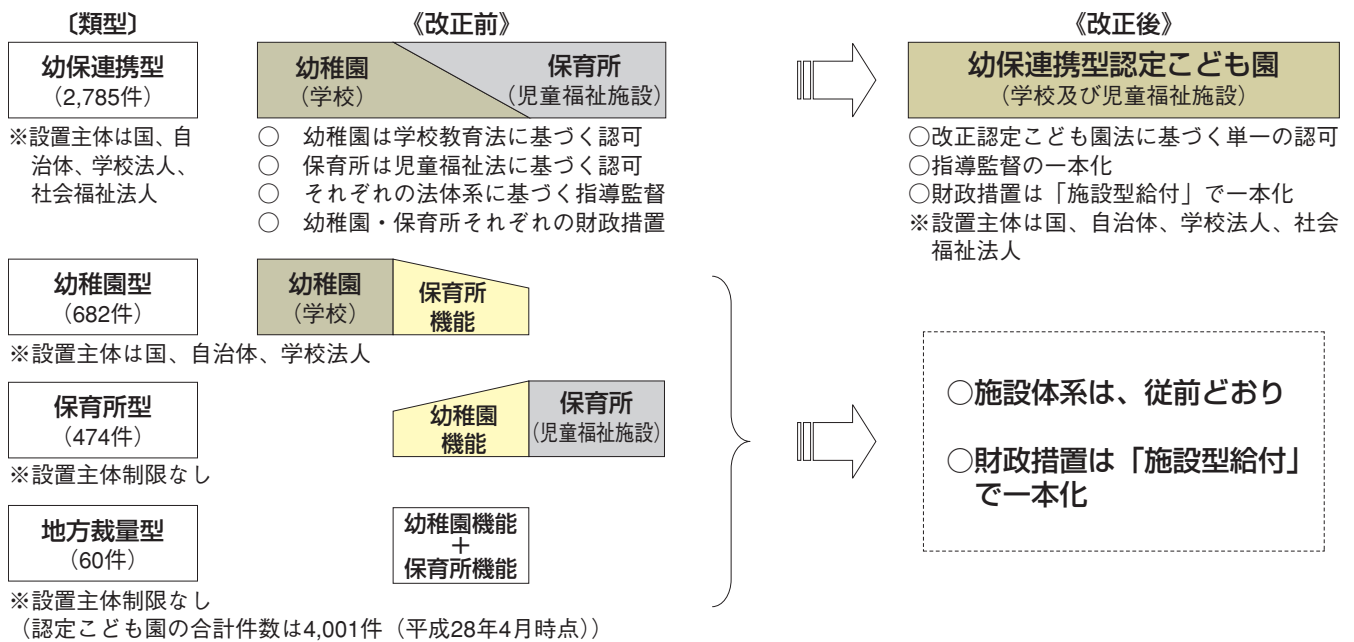


⑦

雇用均等・児童福祉

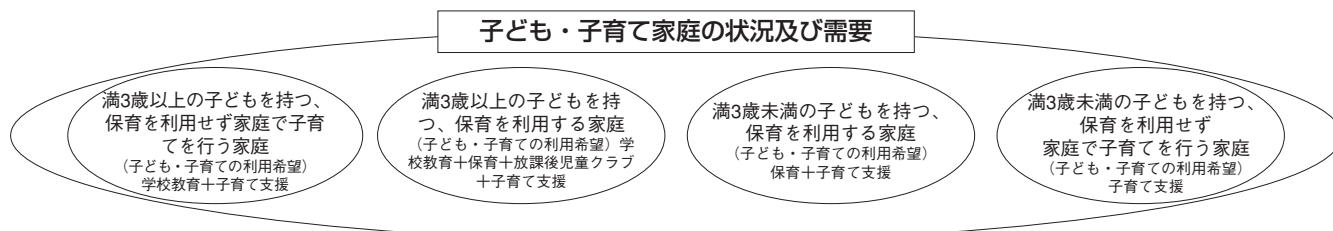
認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



需要の調査・把握 (現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画 (5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
＝ 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

保育所等

詳細データ① 保育所等の推移

(各年4月1日現在)

年次	保育所数			保育所定員			保育所入所人員		
	総数(か所)	公営(か所) (2004年から公立)	私営(か所) (2004年から私立)	総数(人)	公営(人) (2004年から公立)	私営(人) (2004年から私立)	総数(人)	公営(人) (2004年から公立)	私営(人) (2004年から私立)
2000(平成12)年	22,195	12,723	9,472	1,923,157	1,092,911	830,246	1,788,425	945,784	842,641
01(13)	22,214	12,589	9,625	1,936,881	1,086,452	850,429	1,828,225	954,781	873,444
02(14)	22,268	12,426	9,842	1,957,504	1,080,335	877,169	1,879,568	967,901	911,667
03(15)	22,354	12,246	10,108	1,991,145	1,074,521	916,624	1,920,599	970,405	950,194
04(16)	22,490	12,358	10,132	2,028,110	1,100,268	927,842	1,966,958	1,002,001	964,957
05(17)	22,570	12,090	10,480	2,052,635	1,087,834	964,801	1,993,796	987,854	1,005,942
06(18)	22,699	11,848	10,851	2,079,317	1,076,548	1,002,769	2,004,238	967,503	1,036,735
07(19)	22,848	11,602	11,246	2,105,254	1,063,369	1,041,885	2,015,337	944,566	1,070,771
08(20)	22,909	11,327	11,582	2,120,934	1,046,694	1,074,240	2,022,227	919,559	1,102,668
09(21)	22,925	11,009	11,916	2,131,929	1,025,838	1,106,091	2,040,934	901,119	1,139,815
10(22)	23,069	10,760	12,309	2,158,045	1,010,317	1,147,728	2,080,072	890,477	1,189,595
11(23)	22,959	10,242	12,717	2,170,898	973,004	1,197,894	2,094,552	856,687	1,237,865
12(24)	23,685	10,280	13,405	2,240,424	978,870	1,261,554	2,177,158	865,557	1,311,601
13(25)	24,036	10,031	14,005	2,288,805	965,139	1,323,666	2,219,603	849,642	1,369,961
14(26)	24,424	9,791	14,633	2,335,328	949,541	1,385,787	2,266,794	834,845	1,431,949

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

(注) 1. 2004年から「公営」「私営」の区分を「公立」「私立」に変更した。

2. 東日本大震災の影響により、2011年は、仙台市以外の宮城県、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計した数であり、2012年は、郡山市及びいわき市以外の福島県の一部地域を除いて集計した数である。

⑦

雇用均等・児童福祉

詳細データ② 児童厚生施設設置数の推移

年次	児童館			児童遊園		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
1965(昭和40)年	544	412	132
70(45)	1,417	1,295	122	2,141	2,049	92
75(50)	2,117	1,769	348	3,234	3,097	137
80(55)	2,815	2,376	439	4,237	4,092	145
85(60)	3,517	2,943	574	4,173	4,025	148
90(平成2)	3,840	3,137	703	4,103	3,958	145
95(7)	4,154	3,275	879	4,150	3,975	175
97(9)	4,267	3,312	955	4,181	4,007	174
98(10)	4,323	3,287	1,036	4,152	3,984	168
99(11)	4,368	3,295	1,073	4,143	3,995	148
00(12)	4,420	3,259	1,161	4,107	3,933	174
01(13)	4,577	3,255	1,322	4,025	3,840	185
02(14)	4,611	3,244	1,367	3,985	3,799	186
03(15)	4,673	3,210	1,463	3,926	3,741	185
04(16)	4,693	3,187	1,506	3,827	3,646	181
05(17)	4,716	3,200	1,516	3,802	3,643	159
06(18)	4,718	3,125	1,593	3,649	3,477	172
07(19)	4,700	3,051	1,649	3,600	3,430	170
08(20)	4,689	3,022	1,667	3,455	3,292	163
09(21)	4,360	2,757	1,603	3,407	3,298	109
10(22)	4,345	2,732	1,613	3,283	3,193	90
11(23)	4,318	2,673	1,645	3,164	3,096	68
12(24)	4,617	2,869	1,748	3,065	2,997	68
13(25)	4,598	2,804	1,794	2,785	2,702	83
14(26)	4,598	2,794	1,804	2,742	2,676	66

資料：厚生労働省政策統括官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

(注) 昭和45年までは12月末現在、昭和50年以降は10月1日現在である。

平成21～23年は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けていることに留意する必要がある。

平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合わせた。

平成24年からは都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計した数である。

詳細データ③ 児童福祉施設等の現状

里親 ¹⁾	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ¹⁾ ホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員5～6名）	
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人		ホーム数	257か所
		専門里親	676世帯	174世帯	206人			
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
親族里親		485世帯	471世帯	702人				
				委託児童数	1,172人			

施設	乳児院 ²⁾	児童養護施設 ²⁾	情緒障害児 ²⁾ 短期治療施設	児童自立支援 ²⁾ 施設	母子生活支援 ²⁾ 施設	自立援助 ²⁾ ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯	486人

小規模グループケア ²⁾	1,218カ所
地域小規模児童養護施設 ²⁾	329カ所

資料：1) 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成26年度福祉行政報告例」（平成27年3月末現在）

2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成27年10月1日現在）

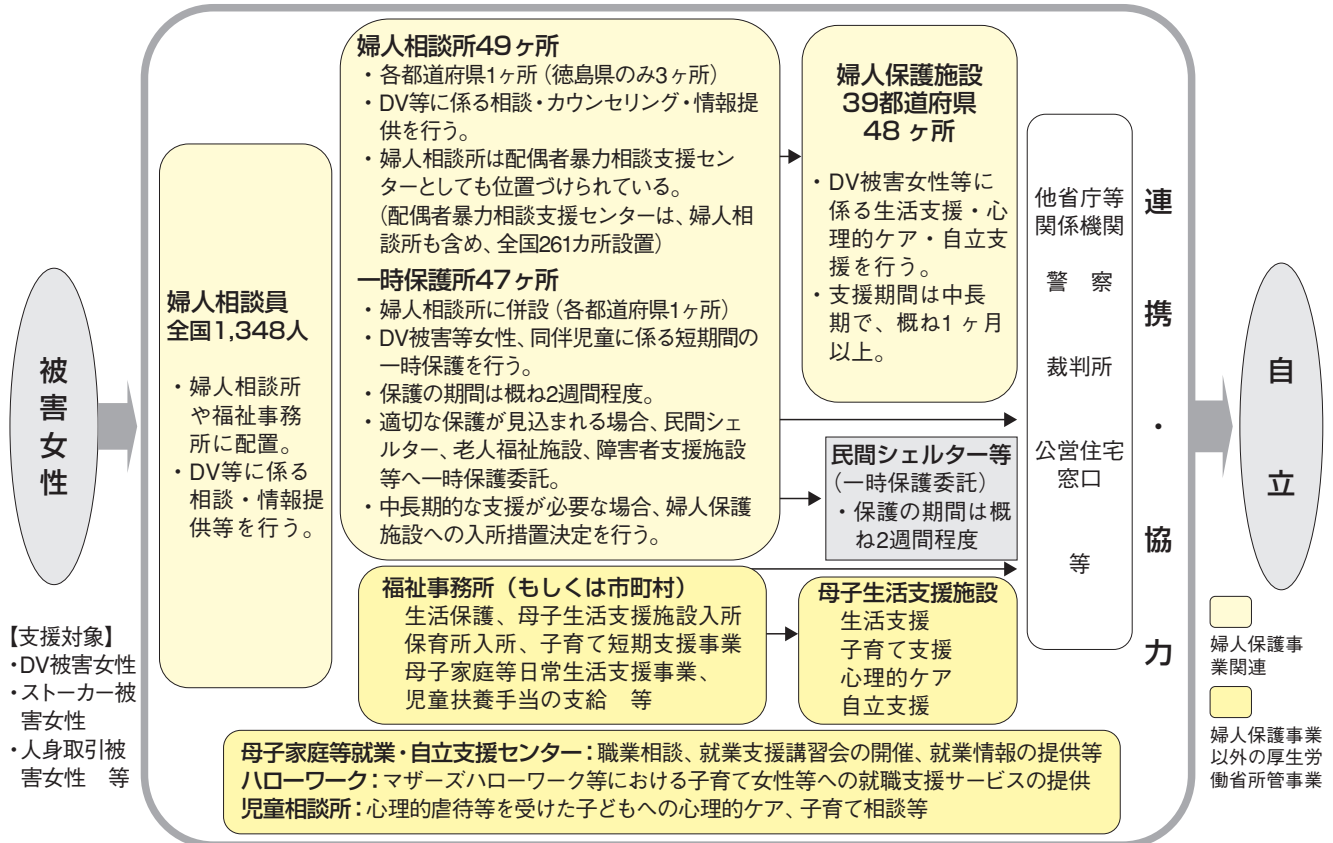
（注）児童自立支援施設は、国立2施設を含む

DV（配偶者からの暴力）防止対策

概 要

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせ、被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



（注）婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数等は平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数等は平成27年11月9日現在

⑦

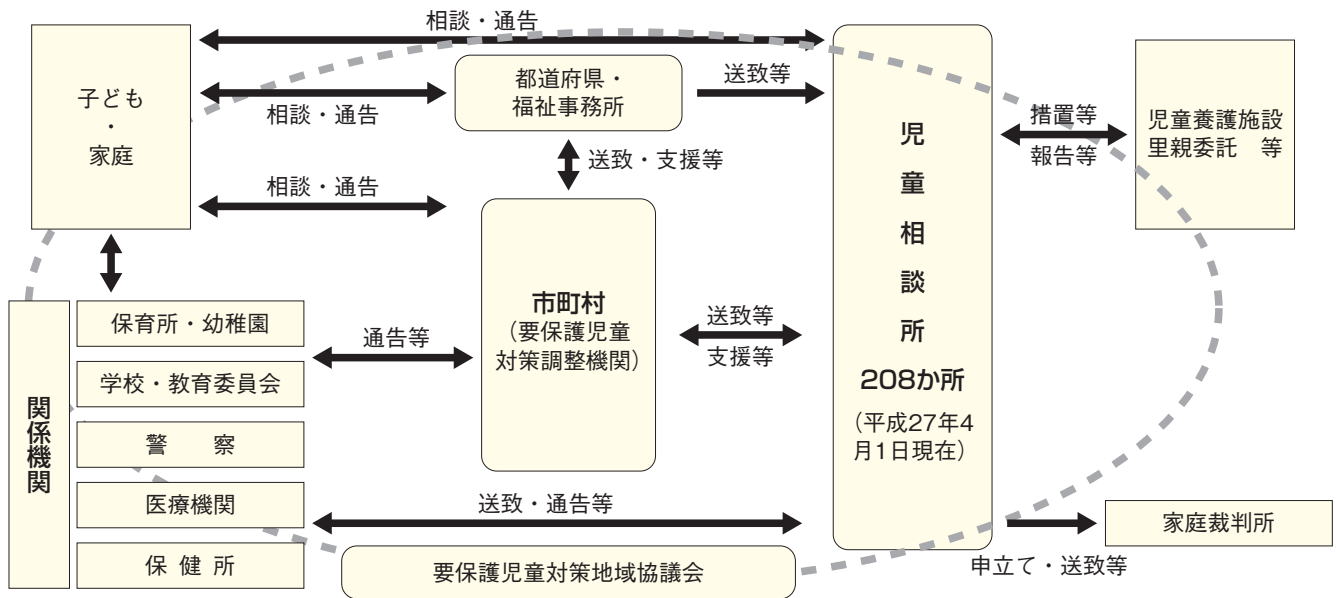
雇用均等・児童福祉

児童虐待防止対策

概要

地域での児童虐待防止のシステム

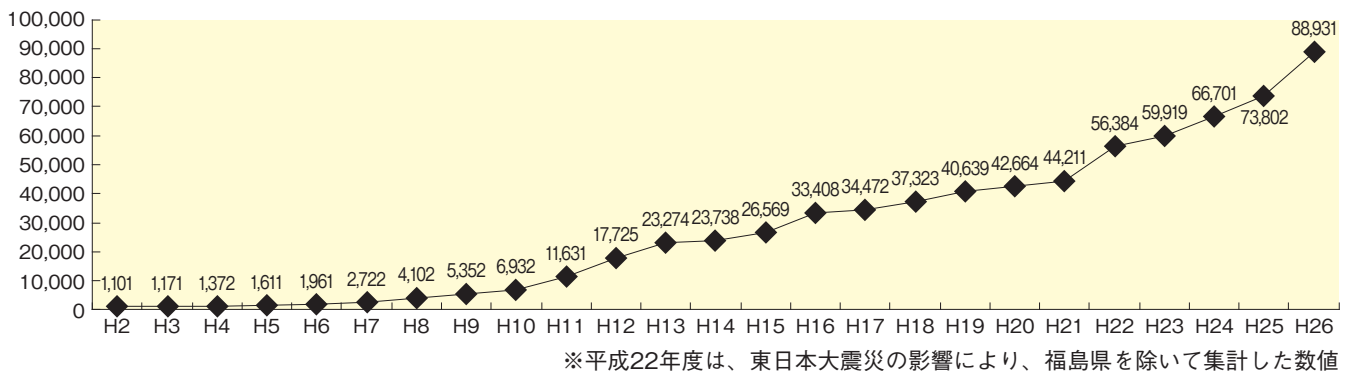
- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
※児童相談所は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（横須賀市、金沢市）に設置
- 市町村虐待相談対応件数は年々増加 平成17年度 40,222件→平成26年度 87,694件
- 各市町村単位で、医療・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置（平成28年2月1日現在、99.4%の市町村で設置）
- 平成20年の児童福祉法改正により、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加（平成21年4月～）
- 協議会は、要保護児童対策調整機関が中核となり、事務の総括や、要保護児童等に対する支援の実施状況の進行管理、児童相談所や養育支援訪問事業を行う者その他関係機関等との連絡調整を行うこととされている



詳細データ

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

- 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加。



- 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31) (6カ月間)			第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31) (1年間)			第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31) (1年間)			第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31) (1年間)			第5次報告 (H19.1.1~H20.3.31) (1年3カ月間)			第6次報告 (H20.4.1~H21.3.31) (1年間)			第7次報告 (H21.4.1~H22.3.31) (1年間)			第8次報告 (H22.4.1~H23.3.31) (1年間)			第9次報告 (H23.4.1~H24.3.31) (1年間)			第10次報告 (H24.4.1~H25.3.31) (1年間)			第11次報告 (H25.4.1~H26.3.31) (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

※ 第1次報告から第11次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

母子家庭等の自立支援策

概 要

ひとり親家庭等の自立支援策の概要

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正（※）により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。（※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法）

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 学習支援ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

⑦

雇用均等・児童福祉

母子家庭等の福祉対策の概要

所得保障	児童扶養手当の支給	生別母子世帯等 (詳細データ①参照)	受給者 1,058,231件 *2 貸付件数 1,639,523件 *1	自立のための施策	住宅対策		
		遺族基礎年金*4	受給者 104,862人 *1		生活指導等	①母子生活支援施設 ②母子・父子福祉センター ③母子・父子休養ホーム ④母子・父子自立支援員の設置 ⑤ひとり親家庭等 日常生活支援事業 ⑥保育対策(保育所への優先入所)	設置数 248か所 *2 設置数 56か所 *3 設置数 3か所 *3
		遺族厚生年金*4	受給者 5,196,838人 *1				相談員数 1,664人 *1 派遣件数 4,150件 *1
	母子福祉資金の貸付け	母子父子(寡婦)世帯に対する低利または無利子の資金貸付	貸付件数 37,998件 *1		税制	税制上の措置	
父子福祉資金の貸付け		貸付件数 344件 *1					
寡婦福祉資金の貸付け		貸付件数 929件 *1					

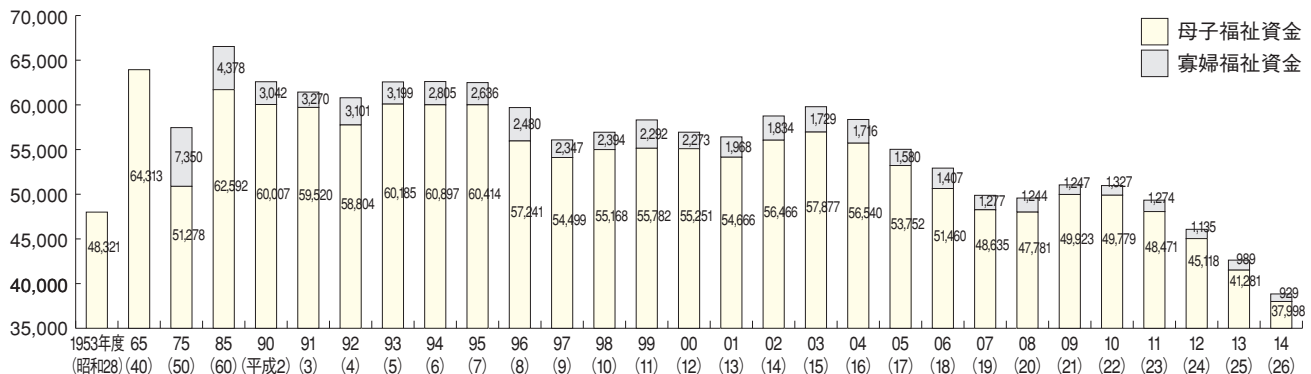
(注) *1 26年度末、*2 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成26年度福祉行政報告例」(平成27年3月末現在)、*3 厚生労働省政策統括官付社会統計室「平成26年社会福祉施設等調査」、*4 「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業年報」より。続柄によらないすべての受給者に対するものであり、旧法も含む。

詳細データ① 児童扶養手当

目的	離婚等による母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること (平成22年8月より父子家庭の父にも支給)																														
受給者	・ 父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童(※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者。以下同じ。)を監護する母又は養育する者(祖父母等) ・ 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父																														
手当額(月額)	児童1人の場合 42,330円 児童2人目の加算額 5,000円(平成28年8月から最大10,000円) 3人以上児童1人の加算額 3,000円(平成28年8月から最大6,000円)																														
所得制限	受給者の前年の年収130万円未満(2人世帯) 130万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円から32,340円まで10円きざみで支給停止 なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収610万円未満(6人世帯)																														
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。																														
支給状況(平成26年度末)	受給者数 1,058,231人(母子世帯数961,909人、父子世帯数63,269人、その他の世帯33,053人)																														
	母子世帯における支給理由別内訳	父子世帯における支給理由別内訳																													
	<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">生別</td> <td rowspan="2">離婚</td> <td>848,224人</td> <td rowspan="2">離婚</td> <td>54,988人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>942人</td> <td>その他</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死別</td> <td>7,315人</td> <td rowspan="3">死別</td> <td>5,808人</td> </tr> <tr> <td>未婚の母</td> <td>96,938人</td> <td>未婚の母</td> <td>640人</td> </tr> <tr> <td>父障害</td> <td>5,184人</td> <td>母障害</td> <td>1,611人</td> </tr> <tr> <td>遺棄</td> <td>2,490人</td> <td>遺棄</td> <td>186人</td> </tr> <tr> <td>DV保護命令</td> <td>816人</td> <td>DV保護命令</td> <td>—</td> </tr> </table>	生別	離婚	848,224人	離婚	54,988人	その他	942人	その他	36人	死別	7,315人	死別	5,808人	未婚の母	96,938人	未婚の母	640人	父障害	5,184人	母障害	1,611人	遺棄	2,490人	遺棄	186人	DV保護命令	816人	DV保護命令	—	
生別	離婚			848,224人		離婚	54,988人																								
			その他	942人	その他		36人																								
	死別		7,315人	死別	5,808人																										
			未婚の母		96,938人	未婚の母	640人																								
		父障害	5,184人		母障害	1,611人																									
遺棄	2,490人	遺棄	186人																												
DV保護命令	816人	DV保護命令	—																												

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。

詳細データ② 母子寡婦福祉資金貸付件数の推移



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。

母子保健対策

概 要

母子保健対策の体系

(2016 (平成28) 年3月現在)

区分	思春期	妊娠	出産	乳児期 (~1歳)	幼児期 (1歳~小学校入学)	学童期
健康診査等		●妊産婦健康診査	●先天性代謝異常等検査 ●新生児聴覚検査	●乳幼児健康診査	(1歳6か月児健康診査) (3歳児健康診査)	
保健指導等	●思春期保健対策の推進	●妊娠の届出・母子健康手帳の交付 ●保健師等による訪問指導等 (妊産婦・新生児・未熟児等) ●母子保健相談指導事業 (両親学級等)	●HTLV-1母子感染対策事業 ●B型肝炎母子感染防止事業	●乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) ●養育支援訪問事業	●女性健康支援センター事業 ●不妊専門相談センター事業 (不育症相談を含む) ●子どもの事故予防強化事業	
医療対策等		●入院助産 ●不妊に悩む方への特定治療支援事業	●未熟児養育医療	●代謝異常児等特殊ミルク供給事業 ●結核児童に対する療育の給付	●子どもの心の診療ネットワーク事業 ●児童虐待防止医療ネットワーク事業	
その他	●健やか親子21 (第2次)	●マタニティマークの周知・活用				●健やか次世代育成総合研究事業 (厚生労働科学研究)

⑦

雇用均等・児童福祉

母子保健事業の推進体制

	市町村(市町村保健センター)	都道府県等(保健所)
	○基本的母子保健サービス	○専門的母子保健サービス
健康診査等	・妊産婦、乳幼児(1歳6か月児、3歳児)の健康診査	・先天性代謝異常検査等
保健指導等	・母子健康手帳の交付 ・婚前学級、両親学級、育児学級等	・不妊専門相談、女性の健康教育等
訪問指導	・妊産婦、新生児訪問指導、未熟児訪問指導	
療養援護等	・未熟児養育医療	

← 技術的援助

詳細データ① 母子保健関係指標の推移

年次	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産 ¹⁾ 千対)	妊産婦死亡率 (出産 ²⁾ 10万対)	死産率 (出産 ²⁾ 千対)
1965(昭和40)年	18.6	18.5	11.7	...	80.4	81.4
75(50)	17.1	10.0	6.8	...	27.3	50.8
85(60)	11.9	5.5	3.4	15.4	15.1	46.0
95(平成7)	9.6	4.3	2.2	7.0	6.9	32.1
97(9)	9.5	3.7	1.9	6.4	6.3	32.1
98(10)	9.6	3.6	2.0	6.2	6.9	31.4
99(11)	9.4	3.4	1.8	6.0	5.9	31.6
2000(12)	9.5	3.2	1.8	5.8	6.3	31.2
01(13)	9.3	3.1	1.6	5.5	6.3	31.0
02(14)	9.2	3.0	1.7	5.5	7.1	31.1
03(15)	8.9	3.0	1.7	5.3	6.0	30.5
04(16)	8.8	2.8	1.5	5.0	4.3	30.0
05(17)	8.4	2.8	1.4	4.8	5.7	29.1
06(18)	8.7	2.6	1.3	4.7	4.8	27.5
07(19)	8.6	2.6	1.3	4.5	3.1	26.2
08(20)	8.7	2.6	1.2	4.3	3.5	25.2
09(21)	8.5	2.4	1.2	4.2	4.8	24.6
10(22)	8.5	2.3	1.1	4.2	4.1	24.2
11(23)	8.3	2.3	1.1	4.1	3.8	23.9
12(24)	8.2	2.2	1.0	4.0	4.0	23.4
13(25)	8.2	2.1	1.0	3.7	3.4	22.9
14(26)	8.0	2.1	0.9	3.7	2.7	22.9
15(27)	8.0	1.9	0.9	3.7	...	22.0

資料：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

(注) 1. 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

2. 出生数に死産数を加えたものである。

3. 2015(平成27)年は概数である。

詳細データ② 先天性代謝異常等検査実施状況(2014(平成26)年度)

出生数 (A)(人)	先天性代謝異常検査	
	受検者数 (B)(人)	受検率 (B/A)(%)
1,005,762	1,075,613	106.9

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ。

(注) 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受検者数に含まれることにより、受検率は100%を超えることがある。

詳細データ③ 未熟児養育医療給付決定件数等の状況

訪問指導		養育医療給付決定件数
被指導実人員	被指導延人員	
54,277	66,246	31,515

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健・健康増進事業報告」(2014(平成26)年度)
養育医療給付決定件数は、厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成26年度福祉行政報告例」